**「高知県犯罪被害者等支援条例骨子（案）」へのご意見に対する県の考え方**

資料１

・意見公募の期間：令和元年６月21日（金）～令和元年７月22日（月）

・提出された意見数：18名118件

※複数の意見をいただいている場合は、その趣旨に沿って分類・整理しています。

　※同様の意見が複数ある場合は、一つに分類して整理しています。

○「条例全般」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 1 | 条例の名称が「犯罪被害者等支援条例」となっているが、そもそも犯罪被害者等は哀れみの対象ではない。国の犯罪被害者等基本法の第３条においても、「全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。」と定められている。  そこで、いろいろな犯罪被害者等に対する基本の条例になるこの条例の名称を「高知県犯罪被害者等基本条例」としていただきたいと願っている。  この基本条例が幹であり、枝にはＤＶ防止条例やストーカー防止条例などが考えられる。 | この条例は、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるものとなっていますので、条例の名称は、「高知県犯罪被害者等支援条例」としています。 |
| 2 | 予算を伴うもの以外については、高知県で犯罪被害に遭った他県民に対する支援も盛り込んで頂きたい。 | 第２条（定義）で、「犯罪等被害者等」は「犯罪等により被害を受けたもの及びその家族又は遺族」と定義しており、支援の対象は、県民に限ったものではありません。 |

○「第１章　総則」全般について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 3 | 「総則」規定は，第３条基本理念条項を含め，「指針」や「実施要領」に落とし込む性質のものではない。できる限り表現を精査して書き込むべきである。 | この条例は、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることとしています。 |
| 4 | 「役割分担を踏まえ」施策の策定・実施等をするとのことですが、あくまで従来の県のスタンスにとどまる印象を与えると思います。  　県が「相互の連携を確保するよう努める」ところまで踏み込むと、力強い姿勢を示せる。他県の例を見ても、行政の本腰のある所は包括的な体制がとれています。  　是非いま一歩踏み込んで欲しいです。 | 第19条で、「県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする」と県の主体的な役割を規定しています。 |

○「第２条　定義」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 5 | 「再び平穏な生活を営む・・・」という表現がある。基本法でもこの表現を使っているが、この表現には、当事者としてとても違和感を覚えます。亡くなった家族が戻ってこない限り、再び平穏な生活になど戻れない。ご一考頂きたい。 | 第２条（５）中の「再び平穏な生活を営むことができるよう」を「安心して暮らすことができるよう」という表現に改めます。  また、当該改正に伴い、  第３条（３）「犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援が被害発生時から途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。」を「犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。」に改めます。  第11条「県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。」を「県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。」に改めます。 |
| 6 | 再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害を言う。）の項目も加えて頂きたい。 | この条例において、「再被害」の用語は使用していないため、第２条の規定による用語の定義は不要と考えます。  また、第２条の「（１）犯罪等」と「（２）犯罪被害者等」の規定において、「再被害」の趣旨は含まれています。  No.６と同じ |
| 7 | 再被害（犯罪被害者等が、直接・間接を問わず、再び同一の加害者からもしくは同種の犯罪等により犯罪被害を加えられることをいう。）の定義規定を入れた方が良い。  （理由）①明石市の「絶歌」の例、サムの息子法（Sons of Sam law）、原野商法の例がある。②「再被害」は、犯罪被害者学における明確な概念であり、犯給法10周年記念シンポでNOVAヤング局長が紹介したアメリカにおける犯罪被害者の７つの権利にも明記されている。 |
| 8 | 県民等（県内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が県内において組織する一般もしくは公益の社団・財団法人、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、ＰＴＡ、サークル等の団体をいう。）の定義規定を入れた方が良い。  （理由）第５条の県民等と本条例の適用範囲（射程）を明らかにする趣旨である。 | この条例において、「県民等」の用語は使用していないため、第２条の規定による用語の定義は不要と考えます。 |
| 9 | 事業者等（県内において事業活動を行う会社、法人、個人及びその役員、従業員等の構成をいう。）の定義規定を入れた方が良い。 （理由）第６条の事業者等を明らかにする趣旨である。 | この条例において、「事業者等」の用語は使用していないため、第２条の規定による用語の定義は不要と考えます。 |
| 10 | 犯罪被害等（犯罪行為時又はその直後における犯罪等を直接的な原因として生じる死亡、身体の傷病・障害、精神的苦痛など心身への被害並びに犯罪等に遭ったことによって生じる、転居を余儀なくされ、医療的処置を受けることを迫られ、やむなく司法上の対応を行うことなどによって生じる経済的損失、精神的な負担などをいう。）の定義規定を入れた方が良い。  （理由）犯罪被害（一次被害）をコア（核）として、その周辺の被害を定義に取り込み、同じく周辺被害である二次被害と区別した定義を置く方が良い。 | この条例において、「犯罪被害等」の用語は使用していないため、第２条の規定による用語の定義は不要と考えます。  また、「犯罪被害等」の定義については、第２条「（１）犯罪等」「（２）犯罪被害者等」に趣旨が規定されています。  「二次被害」については、第２条（３）に定義しています。 |
| 11 | 二次受傷（犯罪被害者等の支援に携わる者が支援を行う過程で、被害者と同様の外傷性ストレス反応を負うなど心身に傷病等を生じた場合を言う。）の定義規定を入れた方が良い。  （理由）①滋賀県：民間支援団体に対する支援「県は、支援従事者がその業務に従事する過程において、受ける心理的な負担を軽減することができるよう支援従事者に対する心理相談の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。」の例にならうべきである。②被害者支援に携わる者のストレスに対応することは，特化条例にむしろ要請される条項である（精神医学の立場からの高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会委員の意見） | この条例において、「二次受傷」の用語は使用していないため、第２条の規定による用語の定義は不要と考えます。  また、この条例は、犯罪被害者等の支援に特化しており、二次受傷については規定しませんが、取組を推進していくうえでの参考とさせていただきます。 |
| 12 | 関係機関・団体等（犯罪被害者等のための施策に関係する機関及び団体等をいう。）の定義規定を入れた方が良い。  （理由）第１９条，第２１条の「関係するもの」「関係機関」などを明確にするため | この条例において、「関係機関・団体等」の用語は使用していないため、第２条の規定による用語の定義は不要と考えます。 |
| 13 | 直接支援員・相談員（支援法第２３条第９項による平成１４年国家公安委員会規則１号の第５条に定める者をいう。）  （理由）第17条との関連で支援に従事する者を明確にするため | この条例において、「直接支援員・相談員」の用語は使用していないため、第２条の規定による用語の定義は不要と考えます。 |

○「第３条　基本理念」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 14 | 犯罪被害者等は，報道やネットなどにより，その名誉が害され，プライバシーを晒されることが多い。名誉とプライバシーの擁護は二次被害防止とともに平穏な生活を確保することの例示として，基本理念条項に文言を記載すべきである。 | 「名誉とプライバシーの擁護」に関しては、第２条（３）で「二次被害」の定義付けをしたうえで、第３条（２）、（３）に趣旨が規定されています。 |
| 15 | 定義に「（５）犯罪被害者等のための施策」を規定したのであるから，犯罪被害者等基本法第３条（基本理念）の条項に沿って，第３条（２）（３）の「犯罪被害者等の支援」を「犯罪被害者等のための施策」と表現を改めた方が良い。 | 第２条（定義）（５）を以下のとおり改めます。  「犯罪被害者等のための施策」を「犯罪被害者等の支援」に改め、「再び平穏な生活を営むことができるよう」を「安心して暮らすことができるよう」に改め（No.５参照）、「刑事に関する手続きに適切に関与することができるようにするための施策」を「刑事に関する手続きに適切に関与することができるようにするための支援」に改め、以下のように規定します。  (5) 犯罪被害者等の支援（犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための支援をいう。） |

○「第４条　県の責務」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 16 | 県は，国，県，市町村，事業者，民間支援団体等がそれぞれ有機的に機能するように，これらの組織間でコーディネート（調整）役を果たすとの趣旨を盛り込むべきである。 | 第４条（１）の、「県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。」という規定と、第19条「連携体制の整備」において、その趣旨を規定しています。 |
| 17 | 第１条目的（４）「二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努める･･。」とあるが犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減等、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることができるため支援が必要であり、このために県が何を負うべきかを示すことがまず必要と考える。  第１条　目的（２）「県、県民、市町村、事業者及び民間支援団体の責務又は役割を明らかにする。」とあるが第４条には県の責務の内容が明らかにされていない。「役割分担を踏まえて」とあるが、その”役割”中身を示す必要がある。また、役割分担ではなく被害者支援にかかわる関係機関の連携が効果的な支援につながるように、県がその役割を果たすことができるようにすべき。  　以上のことから、条文には県の責務を示し、まずは被害回復への支援における県の責務を条文として挙げることが良いのではと考える。  「県は、基本理念に則り目的が達成されるため、すなわち、犯罪被害者等が被害からの早期回復のため犯罪被害者等の支援にかかわる政策を作成し、それを計画的に実施する責務を有する」と言う文言を入れるべきです。  「県は、理念に則り目的達成のため犯罪被害者等の支援にかかわる関係機関が、お互い連携を取ることができるよう務めなければならない。」とすべきです。 | 第４条（１）の、「県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっ  とり、国、市町村、県民、事業者及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。」という規定と、第19条「連携体制の整備」において、その趣旨を規定しています。  第４条には、県の責務について、基本となる事項を規定しています。 条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、取組を進めていくう  えでの参考とさせていただきます。 |
| 18 | 「県は犯罪被害者等の支援にかかわる関係機関が、お互い連携を取ることができるよう努めなければならない」と追記。 | 第４条（１）の「県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。」という規定と、第19条「連携体制の整備」において、その趣旨を規定しています。 |

○「第５条　県民の役割」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 19 | 犯罪被害者等の孤立を防止し，犯罪被害者等への偏見を除去するとの文言を入れるべきである。 | 第５条（１）「県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。」という規定にその趣旨を規定しています。 |
| 20 | （１）の語尾は、「努めるものとする。」を「努めなければならない。」とする。 | 第５条は県民の「役割」について規定した条項であるため、県条例においては、通常「努めるものとする」と規定します。 |

○「第６条　事業者の役割」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 21 | 「医療的処置を受けることへの配慮」の文言を入れるべきである。 | 第６条（３）で、「事業者は、犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。」でその趣旨を規定しています。 |
| 22 | （３）では、法的手続きへの関与のみであるが、医療機関等への受診、職場の配置換えや勤務時間等への配慮も必要だと思います。事業所の規模もあるかとは思いますが  「事業者は、被害からの回復若しくは軽減を図るため被害者等からの申し出があった場合、被害に掛かる法的手続きへの関与、医療的処置等を適切に受けることができ、また必要時業務及び勤務体制等への配慮に努める」と条文に謳って欲しいと思います。 | 第６条（３）で、「事業者は、犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。」でその趣旨を規定しています。 |
| 23 | （３）･･･就労に関し必要な配慮を行うよう努めなければならない。と条文に明記することが必要と考える。 | 第６条は事業者の「役割」について規定した条項であるため、県条例においては、通常「努めるものとする」と規定します。 |

○「第７条　市町村の役割」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 24 | 今後，市町村で特化条例が制定されていくことが予測されるなかで，県条例に市町村の役割を書き込むことはいかがなものか。県による市町村への協力及び県への市町村による協力要請条項に留めた方が落ち着きが良い。 | 犯罪被害者等の支援を県全体で行っていく上で、市町村の果たす役割は大変重要であることから、条例上位置づけを行ったものです。 |
| 25 | （２）の「協力するよう」は除いてもよいのではないかと思います。（国、県に準じておかれる役割だと思います。） |

○「第８条　民間支援団体の役割」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 26 | （意見）二次被害防止の文言を入れた方が良い。  民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 | 民間支援団体においては、二次被害の防止については敢えて規定せずとも、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮していると考えています。 |
| 27 | 以下のとおり改められたい。（条文案の提示）  民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識又は経験を活かし、犯罪被害者等を支援するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者支援施策に協力するよう努めるものとする。 | 「犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め」の文言が削除されたものとなっておりますが、この内容については、犯罪被害者等の支援において欠かすことのできない理念だと考えますので、第５条（県民の役割）、第６条（事業者の役割）同様、本条においてもあえて規定しています。 |

**基本的施策について（骨子案第９条～第18条関係）**

○「第９条　相談窓口の設置、情報の提供等」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 28 | 「援助の理解のある専門職を紹介」にとどめず，「派遣」（福岡条例にも規定されています。），「弁護士の助言を受ける機会の確保」（和歌山県条例にも規定されています。）も明記されるべきです。  　また，現実には，加害者側に弁護士がつくことは県民によく知られていますが，被害者の支援を行う弁護士がいることはあまり知られておらず，刑事手続等終了後や終了直前に被害者支援を行う弁護士に，ようやくつながるということが起きています。そのような事態があることに照らせば，犯罪の被害に遭いながらも弁護士の支援を得られないままになっている事案も多々あると思われます。それでは，法が保証する被害者の権利はあってもないことと同じになってしまいます。  　そのため，犯罪被害者等基本法１８条に則り，「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための情報の提供等」として「県は，犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため，刑事に関する手続に関する情報の提供等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」（和歌山県条例にも規定されています。）を加えるべきです。 | 指針を検討する際、参考とさせていただきます。 |
| 29 | 相談窓口の設置から進めて、（将来的にでも）被害者事案に精通する弁護士や臨床心理士との相談ができるような援助を行い、さらには相談料の援助を行うことで、犯罪被害者等にとってよりよい支援につながると考えます（明石市の条例を参考に考えました）。 |
| 30 | ①プライバシー保護の観点から，「専用相談室の設置」は必須である。  ②専用の相談窓口には，民間支援団体や各種機関及び市町村相談窓口  との間で横断的なコーディネート機能を持たせる必要がある。そのためには，被害者支援に特化した職員を配置することが必要である。  こうした①②について文言を指針ではなく条例レベルで入れるべきである。 | 相談支援の在り方について検討した結果、現在の相談窓口である県、市町村、民間支援団体等が役割分担をしながら連携していくことを明確にするため、骨子案の「専用の」を削除します。 |
| 31 | 犯罪被害者が直面している各般の問題について、相談に応じる人材を配置するなどの明記が必要と考える。 |
| 32 | 専用の相談窓口に担当者を配置する必要があると考える。 |
| 33 | …専用の相談窓口を設置し…を、…専用の相談窓口を設置し、当該市町村と連携し…と、文言を追加した方がよりわかりやすくなると思う。 |
| 34 | ･･･専用の相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言は、相談窓口の担当者がまず対応すべきであると考える。「紹介する等必要な･･･」とあるが専用の窓口で受理した後にセンターへ情報の提供とすることが望ましい。センターは第９条における「相談対応窓口」ではないことを明らかにすべきと考える。 |
| 35 | 被害者が相談出来る環境を条文に明記する必要があると考える。 |

○「第10条　経済的負担の軽減について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 36 | 「必要な施策」として，「生活資金の貸付け等」（和歌山），「支援金の支給」（明石市）もしくは「見舞金の支給」（三重）を加えるべき。  　被害者等は予期せぬ犯罪の被害に遭い、仕事に行けなくなったり、引っ越しを余儀なくされたり、，車や物を壊されたり，病院に行かなくてはならなくなったりと当面の出費を強いられることがある。  　しかも、加害者に資産がなければ損害賠償を受けることもできず，また，国の犯罪被害者給付金制度は死亡や後遺障害が残るなど重大な結果の生じた場合に限定されるため，犯罪被害者が損害を自己負担せざるを得ないケースが多いのが現実。そうだとすれば，県内で被害に遭った被害者等が県民としての日常生活を取り戻すための一助として上記の支給や貸し付けを明記するべき。 | 条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、取組については、条例に基づく指針の中で検討してきたいと考えています。 |
| 37 | 「必要な施策」として、「生活資金の貸付け等」、「支援金の支給」、「見舞金の支給」などの額的経済支援を明記すべきです。犯罪被害者等基本法１３条では、「給付金の支給」を明示しています。私自身、犯罪被害に遭い、精神的ショックを受け、従前の勤務に耐えられなくなったことにより収入が減少し、生活の維持に支障を来しているという被害者の相談を受けたことがあります。加害者が無資力であり、犯罪被害者が泣き寝入りせざるを得ないということは少なくありません。これらの者が日常生活を取り戻すための一助として、金額の多寡は措くとしても具体的経済的支援を明記すべきです。 |
| 38 | 犯罪被害者等の経済的負担の軽減のための「必要な施策」として，「生活資金の貸付け等」（和歌山県），「（遺族，重症病）支援金の支給」（明石市）もしくは「見舞金の支給」（三重県）をといった具体的なものを記載すべきと考えます（括弧は参考にした条例の自治体名です）。  上記の施策については，都道府県単位で整備がされている自治体は多くはないものの，市町村単位で規定がされている自治体は少なくありません（警察庁の「地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度」の一覧を参考としました）。他の自治体の整備状況からしても，経済的負担の軽減のための具体的な施策の明記がされることが相当と考えます。 | No.36と同じ |
| 39 | 経済的負担の軽減として，「損害賠償の請求についての援助」が規定されるべき。  犯罪被害者等基本法12条は「国及び地方公共団体は，犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため，犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助，当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする」と規定している。この規定を踏まえ，「県は，犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため，犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助，弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」（和歌山県条例にも規定されています）とするべきと考える。 |
| 40 | 経済的負担の軽減として，「県は，犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため，犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助，弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定すべきです。 | No.36と同じ |
| 41 | 「立替支援金」（明石市）の規定（債務名義を取得した犯罪被害者等に立替支援金を支給するもの）が設けられるべき。  明石市の規定では，市は，加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等（死亡，重傷，性被害に限定）が当該請求権の立替払いを請求した場合は，立替支援金の支給を行うものとする。ただし，犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき，その他立替支援金の支給をすることが社会通念上適切でないと市長が認めるときはこの限りでないとしており，市が立替支援金を支給するときには犯罪被害者が有する加害者に対する損害賠償請求権を譲り受ける仕組みになっている。現実には，犯罪の被害に遭い損害が被害者に生じていても，加害者が服役したり，そもそも資力を有しておらず被害弁償が何も受けられない事態が横行している。被害者等が被害弁償を求めようとすれば，その費用は被害者が負担しなければならず，支払いを受けられなければ，「泥棒に追い銭」と同じく，費用分損害が増すこととなる。また，被害弁償を受けようと裁判上の手続を取る際には，弁護士に依頼をすれば弁護士費用がさらに掛かる。弁護士を使わなければ，被害者が自身の氏名や住所を加害者に晒さなければならない。「立替支援金」の制度ができれば，裁判所で認められ「債務名義」を得られた請求権に限られるものの，被害者が被害弁償を受ける道が開ける。 |
| 42 | 犯罪被害者の経済的支援については、特に、明石市のような立替金支援制度の充実を目指すべきです。  本来的に犯罪被害に関する賠償責任を負う犯罪加害者の無資力の危険を犯罪被害者自身のみに負担させることを放置することが、より弱者を生んでしまっているという現実を生じさせていることに思いを致すべきだと考えます。  損害賠償請求につき債務名義を取得した場合には、公共団体が立て替え払いをし、求償を犯罪加害者に行うことは、被害者救済の観点のみならず、回収能力の差異を考えてみても、経済的合理性があるものだといえます。立替金支援制度は、地域社会に織り込まれるべきコストであると考えます。  犯罪被害者の救済は、訓示的な指針を上げることでは達成できません。誰しもが、明日は我が身といった立場に置かれている中で、具体的な救済とされるべきであるのは、経済的な支援であることは、少々犯罪被害者の実情に思いを致せばごく自然となされるべき発想です。  犯罪被害者等支援条例を絵に描いた餅に過ぎないものにするか否かは、経済的支援に係る具体的な制度の設立にかかっていると考えます。 | No.36と同じ |
| 43 | 三重県条例は，６０万円（死亡例）の見舞金支給を条例に明記した。和歌山県条例は，生活資金を貸し付けると条例に明記した。  本骨子案は，「その他の必要な施策を講ずる」として，将来の指針で検討するとの説明だが，併せて財政処置は厳しいとの県の説明もある。逆に条例に見舞金制度，生活貸付制度を設けると明記した方が将来指針で金額等を検討するに際し，財政当局を説得しやすいのではないか。 |
| 44 | 経済的な支援に関しては、情報の提供・助言といったものも必要であるが、具体的に金銭の受給（見舞金等）できることの明記の必要性を感じます。 | No.36と同じ |
| 45 | ･･･犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援計画で定める所により、経済的な助成に･･･と明記することが必要と考える。 | 第20条「支援に関する指針」２（２）で、指針は、「犯罪被害者等の支援に関する具体的施策」を定めるものとしています。 |
| 46 | 情報の提供及び助言だけでなく、指針において施策を講ずるものとする。の明記が必要と考える。 |

○「第11条　日常生活の支援」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 47 | 犯罪被害者等にとっては，日常生活を取り戻すことが最も大切であるところ，犯罪被害者等は，住居，仕事，介護，育児などさまざまな日常の生活問題に直面することと，その解決のために専門機関を動かし，繋ぐことは自治体にしかできない。民間支援団体条例案のとおりそうした趣旨の文言を入れて欲しい。  （民間支援団体案）　県は、関係機関・団体等、民間支援団体と連携して、犯罪被害者等が直面するさまざまな問題について相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の支援に理解のある専門職を紹介するなど必要な施策を講ずるものとする。 | 第４条（１）の、「県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、地域の実情に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。」という規定に基づき、取り組むこととしています。 |
| 48 | 「平穏な日常生活を営むことができるよう迅速に必要な施策を講ずるものとする」（「迅速に」を追記） | 第11条中の、「県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。」に、ご意見の趣旨が規定されています。  　なお、第11条に関しては、「県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。」を「県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に安心して日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。」に表記を改めます。（No.５参照） |

○「第12条　心身に受けた影響からの回復」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 49 | 臨床心理士等の専門資格を持つ施設でのカウンセリングの提供が受けられる施策を講ずるものとすると明記が必要と考える。 | No.36と同じ |

○「第13条　安全の確保」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 50 | 犯罪被害者等が，その被害にかかる刑事手続等に証人として関与する場合の特別の配慮の文言を入れた方が良い。例：岡山県，福岡県 | No.36と同じ |

○「第14条　居住の安定」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 51 | 「賃料，転居費用の補助」の文言を入れるべきである。 | No.36と同じ |
| 52 | 住居の提供においては、市町村の居住にも及ぶので、転居費用を補償する文言は必要と考える。 |
| 53 | 一時的な転居及び避難の場合、必要に応じ延長も補償する文言は必要と考える。 |

○「第15条　雇用の安定等」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 54 | 「労働局と連携し」の文言，「就労の継続と確保」の文言，「事業者に対する休暇制度設置要請」の文言を明記して欲しい。 | 「労働局と連携し」、「就労の継続と確保」については、第15条中、「必要な施策を講ずるものとする」に趣旨が規定されています。  「事業者に対する休暇制度設置要請」については、条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、指針を検討する際の参考とさせていただきます。 |
| 55 | 就労の継続や確保、休暇制度等に踏み込んで頂きたいです。 | No.36と同じ |

○「第16条　県民の理解の増進」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 56 | 学校教育の重要性に鑑み，教育の充実の部分に「学校における教育」という文言を書き加えて欲しい。例：滋賀 | 第16条中、「教育の充実」に学校における教育の趣旨も含まれています。 |

○「第17条　人材の育成」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 57 | 人材育成は，「二次被害の防止と支援のスキルを身につけるため」との目的文言を明記していただきたい。 | 第17条文頭「県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。」にご意見の趣旨が含まれています。 |

○「第18条　民間支援団体に対する支援」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 58 | 「活動場所の提供」「財政上の措置」を明記すべき。  高知県では，高知弁護士会犯罪被害者支援委員会の名簿をこうち被害者支援センターに提出し，同センターをワンストップ拠点とする相談体制を取っています。具体的には，被害者等がたらいまわしにされることや，何度も同じ話をすることにより二次被害に遭うことを防ぐべく，センターの支援員が相談内容を聴き取り，弁護士はセンターにて支援員とともに相談を聞き，可能な限り受任をするというものである。これにより，被害者等はセンターという一つの場所で，最初に相談した支援員及び弁護士の支援を事案終了時まで受け続けることが可能となる。仮に，民間支援団体に対する県の支援が十分でなく,このような拠点を失うこととなれば，弁護士は個々の弁護士の事務所で被害者等の相談を聞くほかなく，被害者等への負担が増大する。そのため，「活動場所の提供」（宮城県），「財政上の措置」（犯罪被害者等基本法２２条）を明記されるべきである。 | 民間支援団体に対して、この条文に基づいて必要な施策を講じていきます。 |
| 59 | 民間団体に対する支援として，具体的に「財政上の措置」を明記するべきと考えます。  基本法第２２条によると，地方公共団体は，「犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ，その活動の促進を図るため，財政上及び税制上の措置，情報の提供等必要な施策を講ずるものとする」とされています。  高知県では，高知弁護士会犯罪被害者支援委員会の名簿をこうち被害者支援センターに提出し，同センターをワンストップ拠点とする相談体制を取っております。この相談体制により，犯罪被害者等がセンターという一つの場所で，最初に相談した支援員及び弁護士の支援を事案終了時まで受け続けることが可能となり，犯罪被害者等の負担を軽減することにつながっております。センターの相談拠点を維持して犯罪被害者等への負担を軽減させるためには，「財政上の措置」と明記されるべきと考えます。 | No.58と同じ |
| 60 | こうち被害者支援センターは，毎月２０万円の賃料の負担により  存亡の危機にある。  「賃料の補助を含む活動場所の提供」の文言を，努力義務規程で良いので，将来の指針に委ねるのではなく条例レベルに明記して頂きたい。条例の規定には馴染まないなどと切り捨てないで頂きたい。 |
| 61 | 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、活動場所の提供、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。と、「活動場所の提供」の文言を追記していただきたい。  　NPO法人こうち被害者支援センターは、2007年４月創立以来、永国寺町の県の施設を活動場所（拠点）としてきましたが、県の都合で移転せざるを得ず、2017年11月から越前町の民間テナントビルへの入居を余儀なくされています。駐車場込み年間賃料246万円はセンターの財政上、大きな負担となっています。  　また、第１次犯罪被害者等基本計画に基づき国が設置した「民間団体への援助に関する検討会」の最終とりまとめは、「民間団体による支援活動は、関係機関間の連携による途切れない支援を行う上で不可欠」とした上で、民間団体への援助における国・地方公共団体・民間の役割について提言しています。また、民間団体の活動充実のために、国や地方公共団体が、事務所等の提供や人材育成への協力、広報啓発への協力等の財政的援助以外の援助を行うことが重要であるとも述べています。  　この最終とりまとめでは、地方公共団体の取組例として、民間団体に施設・庁舎の一部を無償又は低額により提供、各種研修への講師派遣等々が挙げられています。 | No.58と同じ |

**第３章　連携の体制等について（骨子案第19条～第23条関係）**

○「第19条　連携体制の整備」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 62 | 本条項は，推進体制整備のための基本規定であることから，「推進するため」の文言の前に「総合的かつ計画的に･･･」の文言を加えていただきたい。 | 第１条「目的」（４）「犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減等、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。」にご意見の主旨が含まれています。 |
| 63 | 県は総合的な調整機能（コーディネート）を担うべき立場にあることから，民間支援団体の条例案のとおり「犯罪被害者等がどの機関，又は団体を起点として支援を求めたときであっても，直面する諸々の問題を解決するための体制整備」という文言を加えるべきである。 | 第19条と、第３条（４）の「犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者による相互の連携及び協力の下、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。」の規定に基づき連携体制を構築していくこととなります。 |

○「第20条　支援に関する指針」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 64 | 第１９条の基本規定に「犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため･･･」の文言を加えるよう訂正した場合，同じ文言を第２０条の文言から削除し，「前項の目的を達するため・・・」との文言を加えられたい。 | 第19条を訂正しない（No.62参照）こととしたため、条例骨子案の規定内容のままとします。 |
| 65 | （１）基本方針の前に「総合的かつ長期的な目標及び施策」の文言を加えられたい。 | 第20条においては、「総合的かつ計画的に推進するため」と規定していますので（上記参照）、条例骨子案の規定内容のままとさせていただきます。 |
| 66 | 単なる公表に止めず，立法機関である「議会」への報告条項を入れた方が良い。 | 指針の実施状況については、高知県犯罪被害者等支援推進会議において検証することとしており、必要に応じて議会で報告します。 |

○「第21条　高知県犯罪被害者等支援推進会議」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 67 | 第４項の委員数の規定に関して、12名の委員のうち、少なくとも犯罪  被害当事者が複数名選任されるようにして欲しいです。  当事者にしか分からないことが多々ある。被害に遭っていない幸せな人たちだけの頭で考えた施策だけだと不十分な点が多いと思う。 | 第21条（５）の規定に基づき、委員の選任については、今後検討していきます。  なお、犯罪被害者等の声を聴く機会は何らかの形で設けたいと考えています。 |
| 68 | 同条５項に「犯罪被害者等」を加えてください。多くの県において，同推進会議と同様の機関に犯罪被害者等が参画されています。佐賀県条例及び静岡県条例では，犯罪被害者等の意見を反映することが条例に明記されています。 |
| 69 | 同条５項に「犯罪被害者等」を加えるべきです。複数の県において、同様の機関への犯罪被害者等が参画されていますし、犯罪被害者等の意見を反映することが条例に明記されている自治体もあります。  　犯罪被害者等の支援を推進するためには当時者の声に耳を傾けることが必須です。 |
| 70 | 第２１条の推進会議において，犯罪被害者等を参与することのできるための規定を設けるべきと考えます。  推進会議が犯罪被害者等の支援施策に関する重要事項の調査協議機関である以上，当事者である犯罪被害者の意見を反映させる必要があると考えます。条例案においては，民間支援団体の職員が委員として委嘱されると規定されておりますが，より直接的に当事者の意見を反映させる手法を取る必要があると考えます（基本法第２３条にも規定があります）。  意見を反映させる方法としては，第５項の「委員」に犯罪被害者等を含めるという方法もあります（案１）。  この案１に関して，犯罪被害者等のプライバシー，個人情報の観点からの懸念等により実現が困難であれば，せめて「委員には必ず民間支援団体若しくは関係団体の職員を●人以上委嘱する」という規定を設けて，当事者の声を反映することができる制度を担保するべきと考えます。（案２）  以上の案１又は案２に基づいて当事者である犯罪被害者等の意見を反映した推進会議の実施が検討されるべきと考えます。 | No.67と同じ |
| 71 | 会議の構成に関する４，６，７，８，９，10の各項は条例には記載しないで，規定等に落とした方が良いので，骨子案（たたき台2）の案のままで良い。 | 条例で規定する組織であるため、骨子案のとおり規定します。 |
| 72 | ５項の委員の構成は，条例に記載するのであれば，「民間支援団体もしくは関係団体の職員等」ではなく「役」職員等として頂きたい。役員が会議のメンバーに選ばれる資格がないことになる可能性があるからである。 | 「職員等」に「役員」が含まれています。 |
| 73 | 以下のとおり改められたい。  　５　委員は、学識経験者又は民間支援団体及び関係団体の役職員等のうちから知事が委嘱する。 | 「職員等」に「役員」が含まれています。 |
| 74 | 犯罪被害者等及び報道関係者を委員に加えると明記すべきである。 | No.67と同じ |

○「第23条　個人情報等の適切な管理」について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 75 | 新しい案は，別の条例を読み込む必要があって分かりにくいので、骨子（たたき台２）の元の条文案で良いと考える。例：福岡 | 「実施機関（高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第２号。以下「個人情報保護条例」という。）第２条第１項第４号に規定する実施機関をいう。）、市町村、事業者及び民間支援団体は、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。」から「県、市町村、事業者及び民間支援団体は、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。」に改めます。 |

○附則について（骨子案24条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 76 | 第１章の規定は公布の日から、第２章の規定は令和２年４月１日から  施行することを条文にしっかり明記することが必要と考える。 | 当該条例の施行期日は、県議会の議決後に決定いたします。 |
| 77 | 見直し規定が必要と考える。例、5年ごとに見直す。等々 | この条例は、必要に応じて改正するものとします。 |
| 78 | 神奈川県条例，福岡県条例及び北海道条例には，５年程度での条例の見直し規定が設けられています。本県条例においても同規定を設けるべきです。 |
| 79 | 基本法５条に規定されている責務を果たすことができているかを経過的に確認する必要性から，一定年度後の条例の見直し規定を設けるべきです。  神奈川県条例，福岡県条例及び北海道条例には，５年程度での条例の見直し規定が設けられているので，それを参考にするべきと考えます。 | No.77と同じ |
| 80 | その運用状況及びこの条例に基づく犯罪被害者等支援施策の実施状  況等勘案し、この条例の施行後５年以内に必要な見直しを行うものとすると、条文にしっかり明記することが必要と考える。 |

○その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 81 | 弁護士による相談体制の充実等（県は、刑事・民事等を問わず犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面する法律問題の円滑な解決を図るため、日本司法支援センター、弁護士会、民間支援団体と連携することにより、犯罪被害者等の支援に理解のある弁護士による相談体制の充実その他必要な施策を講ずるものとする。）の条項を入れることを希望する。  （理由）被害者支援に関し、高知弁護士会、こうち被害者支援センター、法テラス高知の関係は歴史的に緊密である。条例を法的根拠に、被害者支援活動に県が参入することによって、連携の輪がさらに広がることが期待できる。 | 第９条において、「犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする」と規定しており、ご意見は今後の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。 |
| 82 | 損害賠償請求への支援（県は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠  償の迅速かつ適正な実現を図るため、関係機関・団体のうち日本司法  支援センター、弁護士会と連携し、犯罪被害者等の行う損害賠償命令  の申立てもしくは刑事和解（犯罪被害者等の権利・利益の保護に関す  る法律（平成１２年法律第７５号）に定めるもの））、その他民事訴訟  並びにその執行に関し、費用の負担を含め、必要な施策を講ずるよう  努める。）  ２　前項により、犯罪被害者等が債権名義を取得した場合において県は、前条の支援金とは別に、規則の定めるところにより、立替補償金を支給などの施策を講ずるように努める。  以上の条項をいれることを希望する。  （理由）損害賠償請求援助は、自治体に対し，基本法第１２条及び基本計画が求める要請である。  ①政府の基本計画によると、「自治体に対し、被害者等が損害賠償を請求するについて支援と施策を講ずるよう努めること」を求めている。  ②「犯罪被害者等の権利利益の保護と刑事手続付随法」（２０００年）による刑事和解制度、損害賠償命令制度を利用した調書、命令書があっても紙切れに終わる実体がある。  ③福岡、和歌山の条例：損害賠償請求への援助の条項を設けたことからすると、高知県条例にも入れるべきである。 | No.36と同じ |
| 83 | 刑事手続き等への参加についての支援（県は、犯罪被害者等がその被害にかかる申告及び刑事手続への参加を容易にするため、関係機関・団体等、民間支援団体と連携し、必要な施策を講ずるものとする。）の条項を入れることを希望する。  （理由）  ①和歌山条例の開示手続参加の拡充条項を入れる例にならうべきである。  ②基本法第18条に明記された自治体に対する要請である。 | No.36と同じ |
| 84 | 旅行者、一時滞在者等の支援（県は、県の区域内において犯罪等により害を被った旅行者、その他一時滞在者に対し、民間支援団体と連携して、相談、情報の提供等必要な施策を行う。）の条項を入れることを希望する。  （理由）地域の実情として以下の事由があり、限定的であっても支援活動条項を入れて高知の特色を出す方が良い。  ①地域の実情  ・藩政時代から続く日曜市と、近時のひろめ市場のにぎわい  ・イベント（よさこい祭り）参加者  ・お遍路文化（約２５ケ所の寺院）  ・クルーズ船の寄港  ②支援する程度について。  相談、情報提供、連絡の手助けに限定することで良い。  県外在住の者、旅行者、一時滞在者に対してもこの程度の支援は、行  う必要がある。  ③高知条例の目玉条項として入れるべきである。  　例：東京都条例の第１回検討委員会では，目玉条項として外国人旅行  者援助条項，テロ防止条項が入る方向で議論された。 | 第２条第１項第２号において、「犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族）」に、旅行者や一時滞在者の趣旨が含まれています。 |
| 85 | 直接支援員・相談員への要請（県は、被害者等が支援を必要と認める場合において、当該被害者等の求めがあったときには、民間支援団体に委託する方法により直接支援員・相談員に協力を要請することができる。  ２　県は、前項の直接支援員・相談員が円滑な支援を行うために必要とする知識又は技術を提供しその他の必要な配慮を加えるものとする。）の条項を入れることを希望する。  （理由）民間支援団体における支援員・相談員の定着率の悪化、高齢化対策（ボランティアから業務へ）－県は何らかの形（財政処置による業務化とともに、表彰の対象とするなど）で処遇の改善に寄与することが望まれる。 | 第17条「人材の育成」、第18条「民間支援団体に対する支援」に、ご意見の趣旨が含まれています。 |
| 86 | 支援従事者の二次受傷に対する支援（県は、犯罪被害者等の支援に従事する者が犯罪被害者等の支援を行う過程において、二次受傷を負うことを防止し、回復し、軽減し、またその安全を確保するため、支援従事者に対する相談体制を充実するなどその他必要な施策を講ずるものとする。）の条項を入れることを希望する。  （理由）①滋賀：民間支援団体に対する支援「県は、支援従事者がその業務に従事する過程において、受ける心理的な負担を軽減することができるよう支援従事者に対する心理相談の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。」の例にならうべきである。  ②被害者支援に携わる者のストレスに対応することは，特化条例にむしろ要請される条項である（精神医学の立場からの高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会委員の意見） | この条例は、犯罪被害者等の支援に特化しており、二次受傷については規定しませんが、施策を推進していくうえでの参考とさせていただきます。 |